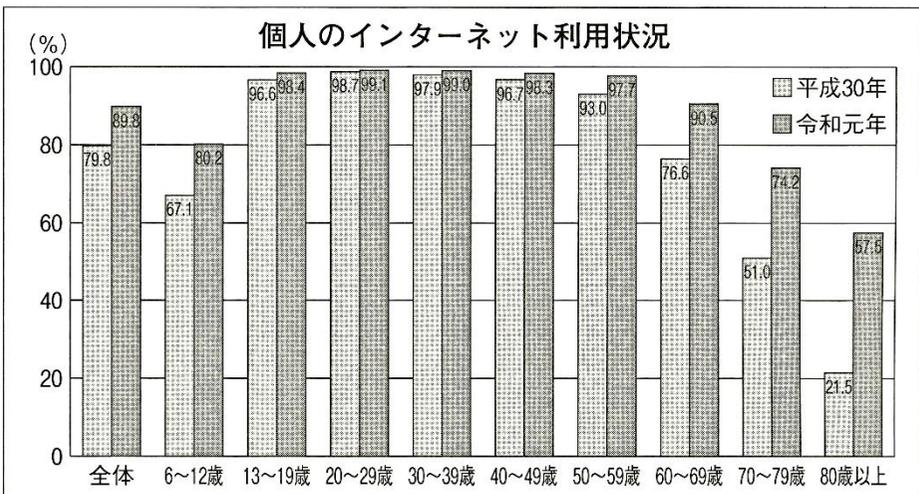


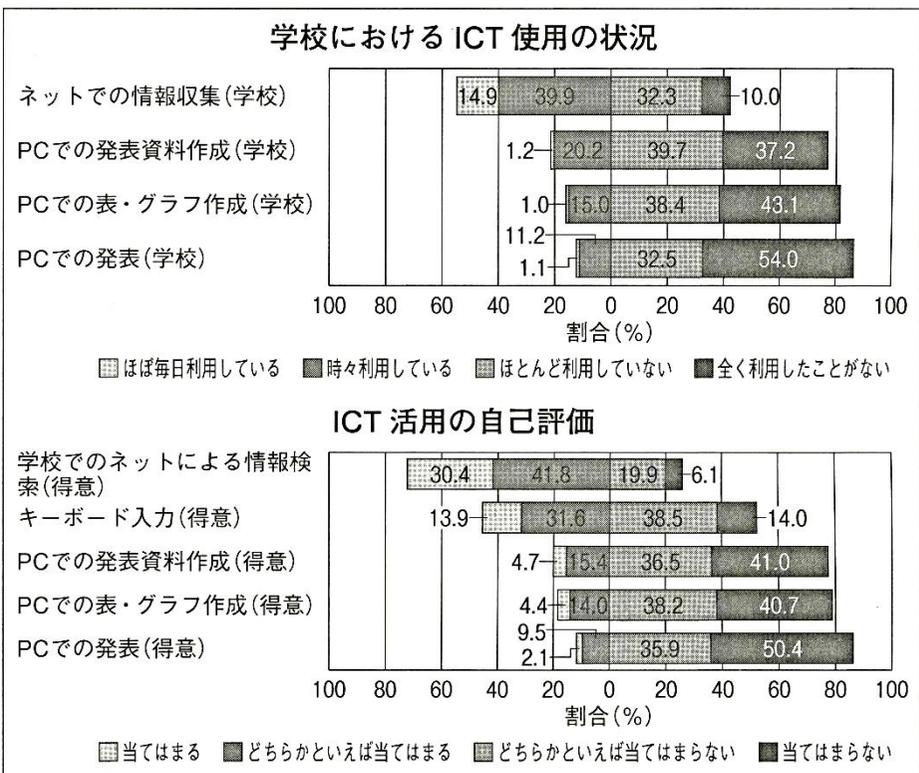
**問五** 中学生のAさん、Bさん、Cさん、Dさんの四人のグループは、国語の授業で行われる、インターネットとの付き合い方をテーマにしたディベートに向け、話し合いをしている。次のグラフ1、グラフ2、グラフ3と文章は、そのときのものである。これらについてあとの問いに答えなさい。

グラフ1



総務省「令和元年通信利用動向調査の結果」より作成。

グラフ2



文部科学省「情報活用能力調査の結果について」(平成26年)より作成。

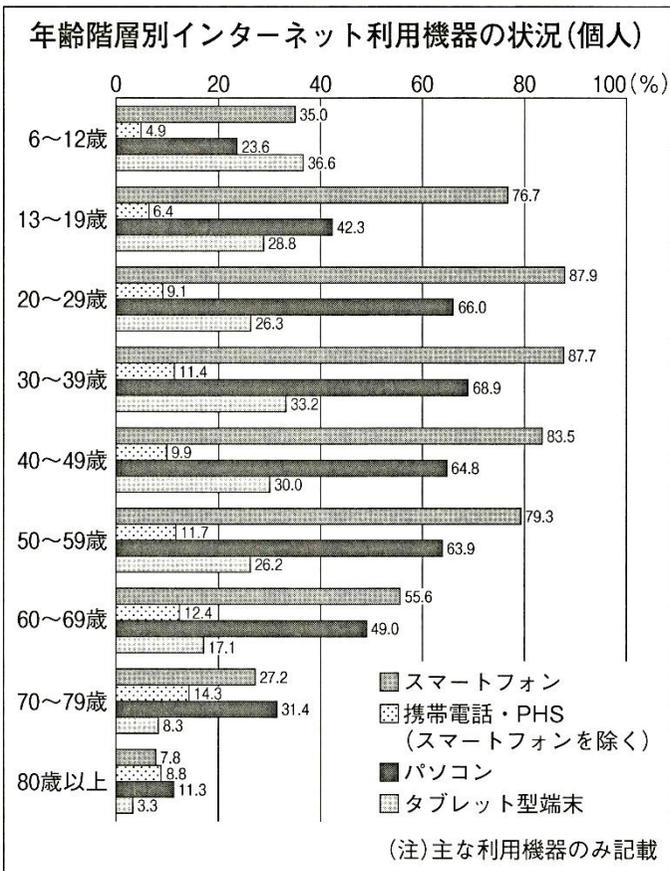
Aさん 私たちが生まれたときからインターネットは存在していましたが、これから今までと同じようにインターネットと付き合い合っていけばよいのでしょうか。今回のディベートでは、私たち中学生はインターネットとの付き合い方を見直していく必要があるという立場で意見を述べるようになっていきます。まず、全世代を通してのインターネットの利用状況を確認しておきましょう。

Bさん グラフ1を見てください。平成三〇年と令和元年の利用状況を確認したものです。これを見ると、ことがわかります。

Cさん インターネットは私たちの生活の中に根づいていますね。学校にコンピュータ室があるなど、最近はインターネットを学習の場でも利用することが多くなっていますが、課題もあるようです。

Dさん グラフ2を見てください。学校におけるICT使用の状況やICT活用の自己評価を中学生に尋ねたものです。ICTとは、パソコン(PC)やタブレット端末、スマートフォンなどを使った情報処理や通信技術のことで、世界的にはIT(情報技術)という言い方よりも一般的なのだそうです。

グラフ3



総務省「令和元年通信利用動向調査の結果」より作成。



**問五** 中学生のAさん、Bさん、Cさん、Dさんの四人のグループは、「総合的な学習の時間」で外来種の問題について調べ、話し合いをしている。次の資料1、資料2と文章は、そのときのものである。これらについてあとの問いに答えなさい。

**資料1**

**外来種の問題点**

- ①生態系への影響
  - ・在来種を食べる
  - ・在来種の生息環境・生育環境を奪う
  - ・近縁の在来種と交雑して雑種をつくる
- ②人の生命・身体への影響
  - ・人をかんだり刺したりする
  - ・毒をもっている種がある
- ③農林水産業への影響
  - ・農林水産物を食べる
  - ・畑を踏み荒らす

環境省ウェブサイト「日本の外来種対策」より作成。

日本にきた外来種が何らかの理由で自然界に逃げ出しても、多くは子孫を残せず定着できないと考えられています。中には子孫を残し定着することができる生物もいます。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

「外来生物法」では、海外起源の外来種のうち問題を引き起こす生物を「特定外来生物」と指定して、以下の項目について規制しています。

- ・飼養等（飼育・栽培・保管及び運搬すること）が原則禁止されます。
- ・輸入することが原則禁止されます。

- ・野外へ放つ、植える及びまくことが原則禁止されます。
- ・許可を受けて飼養等する者が、許可を持っていない者に対して譲渡・引き渡し、あるいは販売することが禁止されます。

外来種被害の予防のためのスローガンとして、①悪影響を及ぼすおそれのある外来種を、自然分布域から非分布域へ「入れない」、②飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない（逃がさない・放さない）」、③すでに野外にいる外来種を他地域に「拡げない」、という「外来種被害予防三原則」が掲げられています。

**資料2**

（環境省ウェブサイト「日本の外来種対策」より作成。）

Aさん 私たちは、外来種について発表することになっています。外来種は、外来生物とも呼ばれていますが、もともとその地域にいなかったのに、人為的な要因で他の地域から入ってきた生物のことです。環境省によると、国外だけでなく国内の他の地域から持ち込まれた生物も、外来種に含まれるそうです。人為的な要因としては、ペットとして持ち込まれたものが野生化した、船舶に付着して運ばれてきたものが定着したなど、さまざまなパターンがあるようです。

Bさん 渡り鳥や海流によってやって来る魚などは、人為的な要因によって移動するわけではないので、外来種ではありませんね。

Cさん 外来種の中で、セアカゴケグモやヒアリののように、毒をもち人間の健康に影響を与える生物が問題視されるのは理解できるのですが、人間に害を及ぼさない外来種も規制対象にする必要があるのでしょうか。

Dさん 資料1を見てください。外来種の問題点が大きく三つ挙げられています。人間に直接害を及ぼすだけでなく、生態系や農林水産業にも影響を与えているのです。

Bさん では、外来種の被害を防止する方法を見ていきましょう。資料2を見てください。外来種の被害を防止するための法律である「外来生物法」と、私たちにできることを記した「外来種被害予防三原則」についてまとめられています。

